



No. \_\_\_\_\_

## 旅客運賃割引証（学割）発行願

平成 年 月 日

文京区立第十学校長様

|     |
|-----|
| 担任印 |
|-----|

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の者の学校学生・生徒旅客運賃割引証の発行を申請します。

|         |              |       |
|---------|--------------|-------|
| 生徒氏名・年齢 | 年 組 番：氏名     | ( 才 ) |
| 身分証明書番号 |              |       |
| 旅行期間    | 月 日から 月 日まで  | 日間    |
| 旅行目的    |              |       |
| 同行者氏名   |              | 続柄    |
| 乗車区間    | 駅から 駅まで      | 経由    |
| 乗車券種類   | 片道 ・ 往復 ・ 連続 |       |
| 学割使用枚数  | 枚            |       |

- ※ 保護者の方がご記入ください。
- ※ 申請書は一旅行につき1枚を提出してください。
- ※ 鉛筆は不可。

●往復割引

片道601km以上 1割引 (新下関～博多間を含む場合は特例あり)

●学生割引

片道101km以上 2割引 往復割引にも適用

●乗車券の有効期間

101km～200kmまで 2日 以降200km増すごとに1日追加  
(往復は2倍)

---

学割証の取扱に関するQ&A (平成20年12月日本学生支援機構学生生活部) より抜粋

**Q1：学割証とは？**

A：旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

**Q2：学割証はどのような場合に学生・生徒に発行できますか？**

A：学割証は学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

なお、通信教育学校用の使用目的についても、有効期間内（Q6参照）であれば一般学校用の学割証と同様の取扱いとなります。

**Q4：学割証はJRバス各社の高速バスも対象になりますか？**

A：各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

**Q5：学割証で通学定期券を購入することはできますか？**

A：学割証は普通乗車券や通学用割引普通回数乗車券（放送大学の学生および通信教育を行う高等学校の生徒）を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。